

平成26年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第5号）

（決算特別委員会）

平成26年9月10日（水）

午前10時 開 議

【再開】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
日程第1 会議録署名委員の指名

【認定第1号審査】

日程第2 認定第2号 平成25年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第3 認定第3号 平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

日程第4 認定第4号 平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

日程第5 認定第5号 平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

日程第6 認定第6号 平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

平成26年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第5号）決算特別委員会

9月定例会議 議事日程告示年月日	平成26年8月28日（木）			
定例会議再開年月日	平成26年9月5日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成26年9月10日（水） 再開10時00分 閉会13時49分			
委員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅 遅 早 早	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	山崎 邦 廣	○	小谷地 喜代治	○
	大平 守	○	山岸 はる美	○
	柴田 勇雄	○	辰柳 敬一	—
	鈴木 満	○	高宮 一明	△
	姉帯 春治	○	中崎 和久	—
会議録署名委員	山崎 邦 廣		姉帯 春治	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	吉澤 信也
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長		建設水道課長	冬村 一彦
	農業委員会長		教育委員会事務局教育次長	深澤口 和則
	代表監査委員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	教育長	中田 直雅	農業委員会事務局長	村上 明彦
	総務企画課長	鳩岡 修	総務企画課室長	波紫 徳彰
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
住民会計課長	村中英治			

(再開時刻 10時00分)

決算特別委員長 (柴田勇雄君)

朝のあいさつをいたします。おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は、7名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

欠席届を出されている委員は、高宮一明委員であります。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、山崎邦廣委員、姉帯春治委員を指名いたします。

これから、決算審査を行います。

お諮りします。

審査の方法は、一般会計及び特別会計とも歳入歳出全般というような形で質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、一般会計及び特別会計とも歳入歳出全般というような形で質疑を行うことに決定いたしました。

なお、質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いいたします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

それでは、日程第2、認定第2号、平成25年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

鈴木委員。

鈴木満委員

ページ数にしまして、141ページをお願いしたいと思います。

くずまき型農畜産物加工ブランドの支援についてと、同じページで、遊休農地解消対策の2点についてお伺いをいたしたいと思います。

昨年、このくずまき型加工ブランド力強化支援事業の中で、酪農家の奥さん方が新たにジェラートということで、大変、嬉しいニュース、朗報だったというように町民の多くの方々が喜んでおるといように聞いておりますし、これも町のひとつの活性化になったというように、私も感じておる次第でありますけれども、8月には年間15,000人を突破したというようにも聞いております。大変、町当局の支援が実ったなど思っておりますけれども、この取り組みに対しまして、どのように捉えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

くずまき型農畜産物加工ブランド力強化支援事業ということで、町で生産されます農畜産物を原料として、それを加工して販売する6次産業化の取り組みによりまして、付加価値を高めた特産品を生産、販売するとともに、就労機会を創出する、それから、交流人口の拡大を図る、それから、農家の所得の向上を図る、そういったことを目的として、平成23年度に事業を創設したものでございます。

その第1号として事業を実施したのが、くずまき乳製品加工研究会でございまして、15名の酪農家の女性の方々と組織して、立ち上げたものでございまして、事業の内容としましては、町で生産されます牛乳を使いまして、ジェラートを生産、販売するというようなこと、それから、町で生産されます野菜等を使いながらランチ等を提供する、そういった形での施設整備を図っておりまして、今、委員さんからもお話ありまして、雇用場にもなりますし、それから、町の新たな魅力、そういったものにもつながってきていますので、そういったことで、事業としては今後も進めていく形で考えているものでございます。よろしく申し上げます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

鈴木委員。

鈴木満委員

来場者が、先ほど15,000人を超えたということでございますが、週末の3日間だけという営業の日程ということでございますし、特に冬期間のお客さんの誘致というのは何か対策等も練っていたのでしょうか。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

事業がジェラートという関係から、どうしても冬期間の販売は、夏場に比べて落ち込むというようなことは実際としてある状況です。それで、その対策としては、カップアイスにした形での販売と、それから、先ほど申しましたとおり、ランチ等を作りながら、あそこに来ていただいて休んでいただくような形の利用をしていただくというようなことでの販売を考えているということでございまして、今年度の状況を見ましても、大体7割くらいが5月から9月くらいまでの間の販売になりますので、その3割の6カ月間くらいは、少ない販売での運営というような形になりますが、そういったことで、今

後、一年を通じて販売できるような体制を組んでいけるような形に進めていきたいと、そのように考えておるものでございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

鈴木委員。

鈴木満委員

通年で安定したお客さんを受け入れる、そして、販売高も向上していけばというように思っておりますし、ぜひ、今後とも当局のそういう支援等、バックアップの方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、遊休農地の推進事業の中身についてですけれども、これは、菜種を栽培して、菜種油を販売というように聞いておりますけれども、この利用方法など様々あったと思ひますが、もし、ありましたらご報告願ひたいと思ひます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

遊休農地の解消対策ということで、菜種の作付けを推進しながら、それから生産されました菜種から油を絞って販売するというような形で進めてございます。これまでは、その販売をしたままで終わっていたのですが、将来的には、その油を回収して、燃料として活用していくような形の取り組みを進めていきたいということで今進めております。いわゆるバイオディーゼルの燃料というように活用を図っていきたいということで、今年度、実際に二戸市さんに、そのバイオディーゼルの燃料を生産する施設があるということなので、回収したものを委託して油を作って、それを今度ごみの焼却施設等の燃料、ボイラー等の燃料として活用する方向で取り組んでいきたいと、そのように考えているものでございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

ほかに。小谷地委員。

（地震発生）

ただいま地震中でございますので、今しばらく休憩をいたします。

一段落したようでございますけれども、大変強い地震でございますので、そのニュース等の確認のため、暫時休憩をさせていただきます。

（休憩時刻 10時11分）

（再開時刻 10時18分）

決算特別委員長（柴田勇雄君）

休憩中のところ、再開をいたします。
小谷地委員。

小谷地喜代治委員

先ほどの、鈴木委員さんの質問に関連しますが、菜種油の製品ということで、二戸市の方によって加工していただいているようですけれども、反当収量、反当金額、販売金額等はどのくらいになっているのかをお伺いをしたいと思います。

それから、80 ページのぬくもり助成券の交付状況ですけれども、24 年度より 27 件の減となっておりますが、申請した方々は全部、ほとんどの方々が対象になっているのかどうかもお伺いをしたいと思います。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

菜種の収穫の関係ですが、平成 25 年は 147 アールほどの栽培で、1,511 キロの収穫になってございまして、大体、反当たり 100 キロ前後の収穫になる形になります。あと、買い入れはキロ 100 円の買い入れになってございます。よろしく願いいたします。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（吉澤信也君）

ぬくもり助成の関係でございすけども、25 年度は 591 件で対象の方は全員申請に来ております。それで、全体で 3,564,000 円になっているところでございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

ほかに。山崎委員。

山崎邦廣委員

決算書の 145 ページでございす。畜産振興事業管理経費の委託料の牧草地除染対策業務のところではございますが、1 ヘクタール当たり、単位面積当たりの除染事業費の実績はどのようになっているのでしょうか。お尋ねいたします。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

除染の作業の関係でございいますが、反当たり 180,000 円を基準の作業費としているものでございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

この除染の実績のところでございますけれども、農家自ら除染した実績と、それ以外の除染の実績の方はどのようになっているのでしょうか。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

昨年度の実績で、当該事業で 180.44 ヘクタールの実績となっておりますが、そのうち自力施工が 154.77 ヘクタール、委託施工が 25.67 の実績となっております。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

その除染のところでございますけれども、今後の除染の見通しの方はいかがでしょうか。お伺いします。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

今年度の状況でございますが、除染の申し込みをいただいた面積が 214.38 ヘクタールとなっております。それで、この粗飼料生産除染対策事業のほかに、牧草地再生対策事業等での事業の実施が 19.38 ヘクタールほどございまして、まだ実績見込みなわけですが、合わせますと、24 年度からこれまでで 550.35 ヘクタールの実績見込みとなっております。2,000 ヘクタールに対して、27.5 の進捗見込みということになります。ですので、残りが 1,550 ヘクタールほど残る形になりまして、これを、県の事業が 28 年度まで実施される予定になってございますので、2 年間でやるというようなことになりまして、1 年当たり 700 ヘクタールくらいの実施をしていかなければならない状況になるわけですが、現在の状況からいくと、そこの面積の消化は 2 年間では難しいかもしれないというのが実態のところでございます。ですので、2 年間で極力終わるような形

で取り組んでいきますが、その状況に応じて、また、その対応は検討していかねばならないと考えているところでございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

今、委員長から一問一答方式でやっていきたいということでございますけども、この決算書を見ると、繰越事業が14カ所くらいあるわけです。そこで、今の牧草の問題や、病院の問題で繰り越ししなければならないという部分は分かりましたけども、その他に繰り越した分はどのように状況が進んだのか。あるいは、まだ繰り越しの事業が残っている部分があるのか。その辺を、それぞれの担当の人から聞きたいと思っております。よろしく申し上げます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

全般的な部分につきまして、私、総務企画課長の方から、お答えしたいと思います。

25年度の繰越事業につきましては、6月会議で繰越明許の報告、事故繰も併せて、繰り越しの事業についてご報告申し上げているところでございます。

予算上の事業の部分での繰越明許が16件、事故繰が4件と、簡水も合わせまして20件というようになってございます。それを、発注ベース、工事箇所の件数でこの部分を見ますと、全事業で37事業になってございます。そのうち、既に発注しております部分が29、未発注が8件というようになってございます。発注済みの29件のうち13件につきましては、既に事業は完了しております。

明許と事故繰の内訳でございますが、事故繰越しが4件でございました。既に4件すべて発注してございますが、そのうち1件の分が完了していない状態で、3件については完了しているという状態になってございます。

明許分の未発注の部分が8件ございます。その未発注の部分でございますが、事業ですと、役場庁舎の電気設備の改修事業、それから、町勢要覧の作成事業、それから、葛巻病院の建設事業の関係で、用地等の部分については完了してございますが、設計等の部分について一部まだ未発注というようになってございます。それから、森林学習集合施設の整備事業で、建物については完了してございますが、駐車場の分が今月発注予定というようになってございます。道路の施設総点検の事業が今月発注の予定というようになってございます。それから、災害対策の備品の整備事業についても今月発注という予定でございまして、一部発注も合わせて8件の部分について未発注でございまして、今月に発注するという予定になってございます。以上でございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

繰越事業というのは、私の捉え方が間違っているのか分かりませんが、1年間で継続して終わらない部分、先ほどのように、病院や除染事業、また、予算を組んでから災害が起きたと、そして、繰り越さなければできないという部分が恐らく繰越事業なのかと思っていますけども、最終的には、この間も机の上にはありましたけども、入札をやったけれども終わらなかったと、この間の答弁で3回くらいは入札にかけると、3回以上を過ぎると設計を見直さなければならないということで、そのような繰り越しになったのであれば分かりますけども、そういうことは、できれば、ないようにしていただきたいと思っていますけども、どのような考えをすればいいのか、副町長どうですか。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

繰越事業の基本的な考え方という部分で、お答えしたいと思います。

今年も二つの部分で繰り越しをお願いしておるわけですが、ひとつは繰越明許費による繰り越しという部分と、事故繰り越しによる繰り越しという二つの部分でございいます。

繰越明許に係る部分につきましては、その時期等も含めて、年度内に終了する予定、補正等で事業が発生するという部分、あるいは災害等、この件数が多いかと思いますが、その部分について、あらかじめ明許費ということで予算に定めて繰り越しするというものでございます。それから、もうひとつは事故繰り越しでございいますが、年度内に負担行為はしたが、様々な事情、事故等によりまして年度内に支出が終わらないというような部分で繰り越しをするという事故繰り越しの二つになろうかということでございます。その部分での事故繰り越しは、25年度の分については4件ございまして、あとの16件につきましては、明許費による繰り越しというようになってございます。

それから、契約の入札の部分でのことではございますけれども、入札執行を行いまして、入札を実施しますということになって、入札をし、不落という状態が発生します。その通常の入札行為の時点では、そのまま引き続き2回、3回というような形でその入札を実施します。その結果、さらに、その予定価格に達しないというようなことで、応札いただけないという場合に、不落というようになっておるものでございます。そういう状態になった場合に、まず、その設計上の内容の確認をする必要が出てくるということでございますし、その業者さん等の業務の多寡等の確認、あるいは、その期間の部分等も確認しながら、改めて、その入札を行っていくというような流れになってございます。25年度におきましては、そのような形で、不落という形になったものが6件ございました。設計等の見直しをし、改めて入札をした結果、その6件ともすべて落札と

いうようになってございます。以上でございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今、お話を聞いたわけですけども、不落になって、材料費等も今は高騰していますので分かりますけども、入札にかからないで繰り越しというのはなかったのかどうか、そこをお願いします。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

件数については確認してございませんが、逆に未発注での繰り越しの方が、繰り越しとすれば件数的には多いというように見てございます。事故繰り越しについては、契約繰り越しという部分のケースが通常かというように考えます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の、25年度から26年度への事業の繰り越しの部分で、今、全体的には37事業あると、その中で、現在発注しているのが29件、さらに、未発注ということになっているのが8件というようなことで、現在まで、25年度から26年度に繰り越して、その発注率というのは78パーセントになっている状況になっているものであります。その事業そのものにつきましては、完成しているものもございまして、今、そういう工事中のもの等々もあるわけでありまして、先程来いろいろお話を聞いておりますと、具体的にどういう観点で繰り越しになったかという部分もありますので、少しお話させていただきますが、特に工事等の場合については、3.11以降、その資材の発注をして、その発注元の資材の納入等々が計画どおり進まなかったというようなことが今回の大きな要因でございまして、工事等の分については、正にそういう3.11以降の工事の災害復旧、沿岸部、そういう部分等への資材の需給と申しますか、そういったような体制が、なかなか思うように進んでいないという状態のものに、同じような状態の資材の発注等もございまして、そういう中で、どうしても、その期限内に工事を進めるような状態にならなかったというのが実態でございまして、それも今順調に進んでおまして、今のような事業の進行、80パーセント近く進んでいるという状況にあるものでございまして、ご理解を賜りたいと、このように思います。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

先ほどの件数でございますが、未発注の繰り越しが29件で、発注済みでの繰り越しが37件中8件というようになってございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

昨年度の12月に私も質問させていただきましたけども、やはり、3月に決まったことは、少なくとも6月、9月で、もう打診していなければならないと思います。それを、去年は12月ころまでになっていなかったと、そういうことをやっている、この場でお話しましたけども、作業面においても、作業日数も、時間も短くなっている、それに夜も早くなってくるということで、できれば、もう3月に決まったものは、できるだけ6月ころから9月の間に打診して、そして、その入札で終わらない、もしかすると不落になるかもしれませんので、そうすると、さらにまた、遅れていくということがありますので、この辺は、町長、どのように考えていますか。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

公共工事の迅速な、円滑な執行ということであろうと思いますので、私の方からお答えさせていただきますが、これにつきましては、今、姉帯委員さんおっしゃるとおり、昨年12月の議会等々におきましても、そのようなご意見を頂戴してまいりましたし、そのことにつきましては、迅速な工事の執行という観点の中から、いろいろ、これまでの事業の進め方等々につきましても、内部でも十分、課題等も検討いたしまして、その対策を講じながらでございますが、例えば、計画段階でも土地等との調整がしっかりと進められるような段階で進めていく、あるいは計画と企画、あるいは財政との調整といえますか、事業課との綿密な連携を図りながら、そういう部分がスムーズに進むような体制も再構築いたしまして、それ以降取り組んでいるものでありますし、特に26年度の事業でございますが、先ほどお話ししましたように、25年度からの繰越事業が39件あるわけでありまして、その他に、今年度の事業ということの中で、それらにつきましても3月中に工事の発注計画、これを、しっかりと立てまして、そして、それに基づきながら、今、庁議、あるいは指名委員会等々におきましても、その都度、その都度、計画どおり進行しているかどうかの状況も確認しながら進めてまいりまして、今のところ計画どおりに進んでいる状況でございますので、そして、今、先ほどお話ししましたよ

うに、37件のうちの29件が既に発注になっているというような状況、そういう状況の中で78パーセントの発注率、そういう状況になっておりますので、昨年の状況等を踏まえながら、そのような改善も図って、現在、計画どおりに工事が進んでおります状況にありますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

繰り越しは、今進んでいる、例えば茶屋場から田子線とか、こういうのは皆さんも分かると思います。それと、牧草の除染とか、病院の問題とかは、よく分かると思いますので、できるだけ、それぞれの事業を取り組んだら、事業が執行されるように、そして、どうして遅れているのか、その辺をもう少し、その地域がまとまればできる土地もあるだろうし、いろいろあると思います。それと、今は人夫賃、あとは材料費の高騰がずっと続いているわけです。だから、事業をする側と事業をさせる側と違いが出てくると思いますので、できるだけ入札は早めに出していただければと思いますが、その辺はどうでしょうか。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先程来お話ししておりますように、計画的に進めておりますが、そういう中で、月に2回そういう入札も、回数もある程度の、そういう入札にかけられる準備が整ったものについては、早めにそういう機会もつくりながら進めてまいりまして、今お話し申し上げましたように、そういう面では、今年度は順調にその事業が進んでいる状況でございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

私は、主要施策の成果に関する説明書の一般会計の方であります。徴収、町税にあたっては92.8パーセントで、前年対比0.5パーセントの増となって、徴収の取り組みの成果が現れているということではありますが、42ページの未済額のところを見ますと、納付する側、徴収する側も大変な努力をされていると思われませんが、この滞納繰越分の金額の大きいことを見ますと、自主財源の乏しい当町にとりましては、努力されているとは思いますが、どんどん年数が経っていくたびに、件数も金額も大きくなっていきますが、これに載っている滞納繰越分の方々は分割納付の対象になっているのでしょうか。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

滞納状況等に関するご質問でございます。お答えをしたいと思います。

町税につきましては、概要のところにも出ておりますが、徴収率は前年を上回るようなという目標で毎年取り組んできておりまして、昨年度については、国保税で若干、500,000円ほど前年を下回るということになりましたが、前年並みの徴収率を確保しているという状況でございます。

そういう中にありまして、滞納分についても、普通税あるいは国保税を合わせまして、多いときには150,000,000円ほど未納額がございましたが、25年度末では、これが99,000,000円ほど、1億円を切るところまで毎年減少してきたところでございます。その間、様々な取り組み等もありますし、そういった方々の納税に対する理解というものも深めていただきながら、毎年少しずつではありますが、滞納額を縮小させてきているところでございます。年々、件数、額等が増えてきているということではなくて、件数的にも、額的にも減っているような状況でございます。

そういった中で、大口の滞納という部分、1,000,000円を超えるような滞納等もありますが、これらについては、額的には、これも減少してきているところでございます。そういった中で、こういった高額の、1,000,000円を超えるような滞納については、29件ほどございます。そういった中で、23件については分納誓約中ではございまして、あまり金額の多い方は実際のところはないのですが、毎月、納付をいただいているところでございます。あと、分納誓約はしておりませんが、毎月のように納付をいただいている方が2件ほど、全く納付、年間でいただいている方が2件ほどということで、そういった状況にありまして、多くの方々からは分納誓約をしていただいて、月々納めていただいているという状況でございます。

そういった中で、なかなか大きく減らすというところにはなっておりませんが、増やさないという部分については、毎年、少しずつではございますが、減少しております。ただ、1,000,000円以上の滞納の方々、全体で58,000,000円ほど、99,000,000円のうち58,000,000円ほどが、そういう大口の滞納者の方々の方となっておりますので、こういった部分を如何に徴収を進めていくかというのが大きな課題でございますので、その辺をひとつの目標にしながら、今年度そういう部分に力を入れながら、様々な形で取り組みを進めてまいりたいというように考えているところでございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

山岸委員。

山岸はる美委員

大変な努力をされていると思いますが、その家庭、家庭によって事情も異なること

から親切、また、緊密な、その納付に対する情報の確認、そういうことが、やはり少しずつでも納付いただけることが、また、大口の滞納者を増やさない施策になると思います。どちらの方も、納付する側も徴収する側も町内の方であることから、なかなか難しいところがあるかと思いますが、金額を大きくしてしまうと、将来的に不納欠損にならないような取り組みを今後も望むものであります。

続いて、決算書の161ページ、主要施策説明書の66ページ、観光事業経費であります。交流人口が多く、道が分からない方が多いということから、様々、立派なドライブマップとか、観光PRのためのイラストが各主要な店舗とか、そういうところに置かれております。そういうところに立ち寄って町内を回ってくださる方々はよろしいのですが、また、昨日も、上外川の風車の方に行きたいと夕方上がった方がおられて、道を教える方が、やはり夕方だったもので、道が二股に分かれているところ、確かに以前、皆さんのための標識が滝沢市になっているわけですが、それを勘違いして迷われた方がいたということで、標識等はすごく丁寧に、葛巻の江川というようになっておりますが、前回も質問したと思いますが、そういうように観光ナビのドライブマップとか、店舗に寄って、持って、町内の散策をされる方はよろしいのですが、今どういうところでも道路はアクセスできます。総合案内板というのが、やはり必要ではないかと思います。今、25年度の決算を終えて、これからも、どんどん交流人口を図っていくには、私たちがこういうところにも、迷うことなく皆さんがこの町に来て、楽しんでいただいて、安全に戻ってもらうためには、やはり総合案内板が必要かと思われませんが、この点について担当課の方ではどのように捉えているでしょうか。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

観光客の入り込みという部分につきましては、一時、震災等のあと減少していたというような状態になってございましたのですが、幸い25年度は、一番多い時期には届かない状態ですが、497,000人ということで、50万人弱の人数にまで戻っているという状態になってございます。そういうように、多くの方からおいでいただいているという中で、適切な案内、親切な案内が必要だという部分でのご質問だと思います。状況等についての確認も併せながら、その部分については対策について検討していく必要があらうというように考えます。以上でございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

山岸委員。

山岸はる美委員

確かに、本当に立派な、懇切丁寧なドライブマップを各店舗とか、主要な施設には置かれておりますし、それを手に取った方々は間違いなく、この町の良いところを堪能し

ていかれると思いますが、私たちがこうしている間にも、やはり道路というのはアクセスができますから、一番困るのは、やはり頂上付近とか、風車を見に行った方々がどっちへ行けばよいのか分からない。国道沿いでありますと、人から聞くということができるのでありますが、その道路を教えた方々も案内をしたみたいですけども、私のところに、その案内の仕方がそれで良かったのか、迷っていなければいいのだけれどということで、そういうところ、やはり親切な町というか、やはり三方を峠に、私たちはそういうところの地域事情もあります。皆さんが、やはり観光PRのためのドライブマップがなくても、どっちへ行くと、どっち方面に出られるかというのは、これは、やはり喫緊の施策、観光に力を入れていく町としては、ぜひ必要なことだと思っておりますが、もう一度その点について考えをお聞かせ願います。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

委員おっしゃる部分での、その必要性という部分については重々そのように感じるものでございます。今後のその対応について、様々、観光協会等も併せながら、いろいろな情報を得ながら検討してまいりたいというように考えてございます。おっしゃるとおり、そのドライブマップ、あるいは観光PR用の様々な用品等の整備は進めてございますが、さらに実際に現地での案内という部分が、どのような状態になっているかという部分、外の目も併せていただきながら、その辺の対応を考えてまいりたいというように考えます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

ほかに。鈴木委員。

鈴木満委員

決算書の183ページと187ページの2点をお伺いしたいと思います。25年度は、初めて学力向上支援員を町内2校の小学校に配置をいたしました。この支援員を配置しての効果というのはどうだったのか、その辺をお伺いしたいと思いますし、187ページの葛巻高校の振興事業費の中で、特色ある学校づくり事業の中におきまして、昨年、葛巻高校の進学率、4年生大学の合格率が大変多かったということで、ここの中にもあります予備校の講習参加のそういう中身についてお知らせ願えればというように思います。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今のご質問にお答えをいたします。

第1点目の、学力向上支援員の配置でございます。今、委員の方からお話ありましたように、平成25年度から新たに実施した事業でございます。その成果についてでございますが、25年度は、町内の複式学級を有する小学校2校に配置をいたしました。これは、岩手県の方から複式学級のある学校に対して、すこやかサポートという非常勤講師を配置する事業がございますが、それは、1学級の児童数が14人以上という条件がございます。14人を下回る、つまり13人以下の複式学級であれば配置がないということもあわせて、そういった部分を手当とするという意味での事業でございます。2小学校に各1名、教員免許を持っている教員を配置しまして、年間1,015時間、週29時間勤務をしてもらって、子どもたちにきめ細かな指導を行い、学力向上を図るという目的で配置したものでございますが、県の学習状況定着度調査、あるいは、全国の学力テストの結果を見ましても、配置した学校は前年度を上回る、そういう成績を収めております。平均点の向上ということについても、結果として、数値としても現れておりますし、子どもたち、あるいは同じ学校の教員からも、そういった形での指導する側の体制を充実させることができたという意味で大変良い評価をいただいております。これは、26年度の事業の継続につながったと思っております。

2点目の、葛巻高校の教育振興協議会の事業の中で、予備校に関わってということですが、これも、平成25年度から新たに始めた事業でございます。昨年度の場合には、葛巻高校で行っている土曜日の学習、土曜授業とか、あるいは長期休業中、夏休み、冬休み中の課外といいますか、集中授業の際に、従来は葛巻高校の教員だけが子どもたちの指導に当たっておったものを、盛岡の中央ゼミナールという予備校、大手なのですが、そちらの方から講師を派遣してもらって、そして、葛巻高校において土曜授業とか、あるいは夏期講習等に参加している生徒に対して、いわゆる専門的な、いわゆる受験の正にプロなのですが、そういった経験なり、指導力を活かした取り組みをしてもらっております。これも、今、委員お話のとおり、やはり、そういった高校の教員とは違う、そういった受験についての特別な、専門的な経験なり技術、技能を持った講師からの指導の成果というのが、やはり国公立4年生大学10名、あるいは、その学校の短大、専門学校への進学率100パーセントといった実績につながっているものということで、これは、また、今年度も継続して行っております。ただ、今年度は予備校の先生が葛巻高校に来るのではなくて、こちらの生徒を、そういう盛岡の予備校に派遣をするというような形で実施しております。さらに成果が上がってくれることを期待しております。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

鈴木委員。

鈴木満委員

この支援員ですけれども、やはり、将来、児童数が減ってまいりますと、複式学級のクラスも増えるようになりますと、この支援員というものの増員ということも考えられるのでしょうか。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

例えば、去年は2名でしたけども、今年度は、五日市小学校も該当した関係で3名に増やしております。さらに、これが、例えば複式の学級数が増えてくるということも考えられますので、この辺は学校の実態、あるいは、規模等をこちらの方でも集約しながら、必要に応じて増員も検討してまいりたいという考えでおります。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

鈴木委員。

鈴木満委員

高校の予備校の先生のことにつきましては、去年は来ていただいたということで、今年度は合宿型といいますか、そういうことで生徒さんが、そのように取り組まれる。今年、来られなかった理由というのは何かございますでしょうか。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

これは、相手のあることでもありまして、向こうの予備校との様々な交渉の中で、やはり予備校側の、いわゆる人員体制といいますか、そういった中で、その都度こちらに出向いてというのは、なかなか人の配置が厳しいというようなこともございます。そういった中で、今年度については、葛巻高校の生徒が盛岡の方の予備校に出向いての授業なり、あるいは個別の指導を受けるというような形になったものでございますが、決して、こちらから出向くということで効果が薄れるというわけではなくて、そっちは十分成果が期待できる、内容の充実したい良いものに私はなっていると考えております。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

鈴木委員。

鈴木満委員

ぜひ、この予備校と高校の関係を、ずっと維持していただきまして、そうしますと、合格率もずっと高く維持して、葛巻高校のこういうPRにもなると思いますので、今後とも、このことにつきましては、引き続き、長期で連動してもらえればということで、終わります。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

説明書の103ページ、一般住宅の耐震診断のことですけれども、5軒が診断を受けて、1軒が改修したというようなことでよろしいのかどうか伺います。そしてまた、その改修の内容等はどのような改修をしたのかお伺いをします。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

お答えします。

一般住宅の耐震診断につきましては、申し込みいただいて、1割の費用をご負担いただいて、その残りを町で助成するという事業でございまして、毎年5棟ずつ実施しております。その結果を基に、希望する方につきまして改修工事をやっていただくと、それに補助を交付するという形でございまして、改修の内容につきましては、主に外壁をはがして、そして、柱と柱の間に筋交いという耐震性を持たせる部材を補強して、また、新たな外壁材を張るということでございまして、この場をお借りして申し上げるならば、そういった外壁とかを貼り替える計画のある方は、ぜひとも、この耐震改修事業をご利用いただいて、安心して住めるような住宅造りに取り組んでいただければと思うところでございます。以上でございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

今の課長さんの説明では、耐震診断を受けるというようなことですが、耐震診断で対象になった場合には指導といいますか、そういった部分もしているのでしょうか。ただ、診断をして、結果が出て終わりというようなことではないかと思っておりますけれども、そこら辺をお伺いします。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

診断していただいた診断士の方から、毎回ご厚意で、然らば、どういように対応すればいいのかというような補強のプランも作っていただいて、結果の報告とともに、そのプランをお示しして、できれば、こういう事業を活用して補強してみませんかという

勧めはしておりました。ただ、冒頭で、その公募をする際に、その結果をもって、役所側が強制的な指示、あるいは指導するということではありませんとうたっておりますので、強制ではなく、ご本人の意思にお任せするというような形をとっておりました。以上です。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

ここで、11時20分まで休憩いたします。

（休憩時刻 11時09分）

（再開時刻 11時20分）

決算特別委員長（柴田勇雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
質疑どうぞ。山岸委員。

山岸はる美委員

先ほど、町税の質問の中で、町税の徴収にあたり、滞納者が増加と発言いたしました。が、県の滞納機構との連携が功を奏して減少しているようであり、今後とも努力されるよう望むものであります。訂正いたします。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

ほかに。鈴木委員。

鈴木満委員

私からは、財政のことについてお伺いしたいと思います。

昨年度、25年度決算はすべての会計において黒字決算となりましたが、このことにおいて、町当局の考え、結果をどう受け止めているのかお伺いをしたいと思います。

2点目についてですが、地方における人口減少が進んでおりますが、このまま進んでいきますと、やはり我が町でも将来、町税収入等の落ち込みも見据え、自主財源の維持、確保が大きな課題になるというように思っておりますが、このことにつきまして、今後どのように自主財源の確保に取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

3点目でございますが、この人口減少の対策についてですが、これまで我が町は定住促進等で効果、変化が現れていると思っておりますが、今後この人口減少対策を、大まかに言いますと、国、県に対しまして、我が町と今後どう連動していくのか、その方向性についてお伺いしたいと思います。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

25年度決算の全体的な部分、先ほど委員からお話のとおり、全会計とも黒字という状態になってございます。その中で、主要な事業等、特徴的な事業等についてお話を申し上げたいというように思います。

特徴的な事業でございますが、一般会計の収支の部分ですと、歳入、歳出で25年度の比較では、収支では若干の、2.9パーセントほどの減というようにはなってございますが、黒字ということでございます。特徴的な事業でございますが、安心して暮らせるまちづくりという部分での分でございますが、暮らしに関わる部分では、バスの運行拡大というような部分、あるいは、定住促進住宅の整備事業、これは新規でございます。先ほどのバスの部分については拡充されたというような事業でございますし、人と環境にやさしいコミュニティ拠点づくり事業というような部分でも新規での実施になってございますし、私道の整備助成事業というような部分、あるいは、快適な住まいづくり応援事業等についても新たな事業として25年度に実施されてございます。

あとは、自治会の活動への交付というような部分についての拡充も図られているというような状態になってございます。

さらに、防災・安全という部分での事業でございますが、公共施設の再生可能エネルギーの導入事業という部分で、施設への部分で、グリーンテージ、葛巻小学校、五日市中学校、葛巻中学校、小屋瀬中学校等への拠点、災害時における不可欠な機能を有するエネルギーの確保というような部分での対策をとってございます。それから、社会体育館の耐震事業、小中学校等の耐震事業というような部分での事業についても、新規での実施をしてございます。消防団等の部分での整備についても、新規に事業化されてございます。様々な活動へ向けた資機材の関係、あるいは屯所の環境整備、舗装等でございますし、消防の機能を高めるための自動車ポンプ、あるいは小型ポンプ等の更新というような部分についても実施されてございます。FMの告知端末の整備という部分でも、1,300台の設置がされてございます。

さらに、医療・健康という部分での事業も拡充されてございまして、乳児、児童等の医療費の助成、あるいは、地域安心支援員の設置というような部分での事業も実施してございます。

次に、様々な課題へ対応するためにという部分での事業の実施も図られてございます。

基幹産業でございます酪農、あるいは林業への対応という部分で粗飼料、あるいは町産材利用というような部分での対応もしてございます。

あと、商工業の活性化という部分も事業化されている部分がございまして、新規の部分では、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業、あるいは、商店等設備更新事業というような部分に事業化されている部分がございます。

あと、教育振興では、学校の遊具等の整備というような部分と、スクールバスの整備等も新規に事業が展開されたというような状態になってございますし、公共施設としましては、繰り越しになってございますが、除雪機械の格納庫の整備というような部分にも事業が展開されたというような事業的な内容になってございます。

さらに、災害復旧事業への計上もございまして、基金の部分での積み上げというよう

な部分もされてございます。財政調整基金に200,108,000円、地域づくりに270,370,000円、公共施設整備基金に322,330,000円というような状態になってございます。

特別会計の部分につきましても、それぞれ事業展開し、黒字というような状態になってございます。

その中で、江川簡水につきましても、配水管の工事等に含めまして1億円の事業費を導入したというような決算となっております。

次に、人口減少対策の対応という部分でございますが、元の県知事をされた増田寛也先生が日本創成会議での提言というようなことで、非常に、その人口問題の部分が最近様々な部分で議論されているということございまして、そのような部分については、相当に前から発生しているという状態にはあるというように考えてございまして、その対策という部分については、当然になされていく必要があるというように思っております。県なり国でも様々な動きになってきているという部分でございますが、町としましては、従前より様々な部分でその対策をとってきているという部分がございます。かなり、その詳細な部分での対策をとってきたというようにございまして、それを、さらに充実していく必要があるという部分は考えてございます。定住なり、子育て支援という部分での対策、新婚対策なり、住宅等も含め、あるいは保育料、様々な部分での、これまでの対策をさらに進めるという部分、あるいは、その地域間での、その人口の都市への集中という部分での、町からかなり対策が離れる部分もあろうかと思いますが、そういう部分で地方に人口が移るといような部分への対応を様々な部分との連携を図りながら実施していくというように必要があるかと、概略的なお話になると、そのように考えてございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、私の方からも、その具体的な部分も含めて少しお答えさせていただきますが、今、財政的な部分に対しまして、総務企画課長の方から決算に基づいて細部にわたってのお話がありました。基本的には、自主財源の確保のお話等々もございましたのでお話し申し上げますが、依存財源が85パーセントほどになっておりまして、15パーセント程度が自主財源としての財源構成というように、そういう形になっているものでありまして、これにつきましては、従来から大きく変わっていない状況で推移してきているわけでありまして。

そういう中に、まちづくりの中でも、特に特殊な町の事情と申しますか、そういったような部分を先ほど申し上げましたが、例えば人口減少対策、あるいは、そういう観点での様々な対策の中に、やはりソフト的な部分を、平成19年以降、積極的にその対策にも取り組んできているわけでありまして、ソフト的な部分としては、特にも定住対策でございます。

そういう中で、定住対策の、どういう形に数字的にも現れてきているかということ

少しお話をさせていただきますが、平成11年から15年までの5年間でございますが、15年前になるわけでありまして、ほかから来ての定住というのが、その5年間で7件でありまして、13人ございました。そして、そのあとの16年から20年までの10年前の5年間でありますが、12件の24人という状況でございました。そして、町長が就任したのは19年でございますが、20年から様々なそういう対策を講じてまいりました。

そのひとつには、Uターン、Jターンの受け入れとして、いわゆる住宅、あるいは農地も含めてであります。土地の提供者の登録をしていただくという、その対策を、まず、来たときに案内できる仕組みづくりを作っていくところから始まったものでございます。そして、そのときに37カ所ほど町内のそういう協力者といえますか、いただきますして、それをマップにして、いろいろ、おいでになったときの紹介、あるいは、斡旋するという形の中で進めてきた経緯があるわけでありまして、それから、土地の取得に対する助成ということで、これにつきましても、そこに土地を取得する、あるいは、そういう場合に1反歩当たり300,000円、そういう助成制度も設けながら進めてきているということ。それから、若者定住の奨励金事業ということで、これらについても、ご夫婦、あるいは家族で来た場合の額が、若干違うわけでありまして、そういう支援制度を設けて、1世帯150,000円、そして、1人当たり50,000円というような支援制度も設けながら、あるいは受け入れる場合に、やはり、どうしても、おいでになった方々が空き家をお借りして、リフォームしなければ入れないわけでありまして、そういう事業に対しても、リフォームする場合の支援対策。さらには空き家を活用していただくということで、貸し手の方ですが、その方にも協力していただくという観点の中で、これは1戸当たり50,000円というような形の中で、そういう対策。さらには、くずまき新婚ライフサポートということで、結婚した場合の、その支援対策等々も進めながらまいりまして、先ほどお話ししましたように、16年から20年までの部分につきましても、12件の24ということになります。21年度からの5年間では、さらに3倍くらいに倍増しているという状況にもあるものであります。

そういう中で、出生数と死亡数といえますか、そういう自然の増減の部分については、どうしても亡くなっている方と、生まれてくる方の差が人口減少になるわけでありまして、ここ5年間を見た場合に、その前のデータは取っておりませんのであれですが、いろいろ見ますと、その中でも社会的な減が70人から80人、90人という数値がございましたので申し上げますが、そういう状態になっておりまして、そのあとの21年から現在までの部分については、平均で42人ということで、約半分に、そういう社会動態の、その転入者の方が多くなっているがために、そういう状況になっているという見方もできるものであります。そして、これを町村、今19町村ございますが、県下の中で、1,000人当たりに対して、ほかからおいでになっていただく状況がどういう位置にあるかといえますと、9番目であります。いわゆる、ほとんどの部分に対しては、人口減少、全体的に見た場合に、下位の方にある部分もあるわけでありまして、そういう中で、やはり、そういう対策が、1,000人当たりに対して、この5年間の状況を見てみますと、いわゆる42人くらいになるわけで、実際に、実数としては平均的には5年間の減は42人程度であります。それは転出、転入の差の部分をお話しておりますけれども、その

部分で見ますと、社会の減の部分、ほかの方と比較した場合、真ん中より上の方に、うちの方が、対策として、そういう部分もあったということもひとつであろうと思っておりますけれども、そういう状況に、対策の中で、この5年間を見てみますと、今までとは大きく解消されているといたしますか、対策が少しずつ定着してきているといたしますか、そういう状況にもなっていると、このようにも受け止めておるところであります。

いずれ、今、国の方でも地方創生、再生、そして、県もそうありますが、いろいろ、そういう対策本部を設けながら、地方へ対する流れを大きく変えていくといたしますか、そういう状況の中で、これまでの子育て支援対策等々だけではなくて、全分野において、今そういう対策を進めていくという方向がはっきりしてきておりますので、これまでは町単独といたしますか、そういう形の中に人口減少対策も、それぞれ対策としては進めてきた経緯がありますが、さらに、国、県の、そういう新たな動きが出てまいりますので、そういったようなものと連動させながら、そしてまた、それらを活かしながら、そういう先導的な対策に結びつけていけるように今後も進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

鈴木委員。

鈴木満委員

大変ありがとうございました。

今後も、この人口減少対策、そして、定住促進、そして、健全財政を目指して、当局のより一層の頑張りに期待申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

157ページの町産材利用促進事業ですけれども、これを見ますと、戸数は7件ということでありまして、前回よりは、かなり増えてきたかと思っております。この7件ばかりではなくて、新築されているのかどうか。あと、7件利用していただいたのですが、このようにしてもらえばよかったなというのがあれば聞いてみたいと思いますし、また、補助事業ですので、100パーセント思うようにはいかないと思っておりますけれども、それぞれの担当の方々が、ここを直してあげれば、もう少し使ってもらえるのかなということがあれば聞きたいと思っております。よろしく申し上げます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

町産材利用促進事業の関係でございますが、昨年の実績が7件になってございまして、その材の使用料ですが85.2立方ほどの木材の使用が行われた状況になってございます。

この事業につきましては、25年度に見直しを行ってございます。ひとつは、以前は住宅だけに限られておりましたのですが、畜舎とか、いろいろな部分に使えるような形に対象を拡大させていただいてございますし、それから、対象とする木材も、乾燥材に以前は限られていたのですが、乾燥材ではなくても対象にというような声もございましたので、そういう形に変えさせていただいております。それから、補助金額につきましても、以前は、立方当たり20,000円ということで、上限500,000円ということだったのですが、立方当たり30,000円に上げまして、上限を750,000円までというような形に拡大して、いろいろな建物等に活用できるような形に変えて、事業を実施させていただいております。それで、それまでは2件とか、それくらいの活用でずっときて、24年度はゼロというようなことだったのですが、今回、こういった改正をしながら事業を取り組んだ関係で、7件というような形の実績になってきているものでございます。よろしく願いいたします。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今、説明をいただきまして、私も木材の方に携わっていますけども、やはり現時点では、かなり太めの材をペレットに利用するしかない、あとは、宮古の合板材の中身に使うしかないというような形で材料は動いているわけですが、ただ、町民の方々が、新しく家を建てられない、また、リフォームの部分については、やりたいけれどもやれないというような感じで、できれば、そういうのを、これは決算なので、これは要望になるような感じになりますけれども、できれば、家は建てられないけれども、自分の住まいのところは丈夫にしたいというところがあれば、そういうところにも使えるのかどうか。もし、なければ、これは要望になりますけれども、できれば、来年の事業に、本当は、一番良いのは、建てればいいわけですがけれども、それだけのお金もないと、ただ、夜眠っているところだけは丈夫にしたいというようなところについては、どのように考えているのか。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

住宅リフォームの関係の部分につきましては、リフォームの事業がございまして、そちらの方での対応になる形になりますし、林業の方では、先ほど申しましたように、こ

の木材の活用という観点からの事業を起こしている形になってございます。それで、先ほど申しましたような25年度の実績になってございます。

決算特別委員長（柴田勇雄君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第2号、平成25年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

（休憩時刻 11時48分）

（再開時刻 13時00分）

決算特別副委員長（大平守君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

委員長に代わって司会を務めます、決算特別委員会副委員長の大平です。よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第3、認定第3号、平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

それでは、私の方から最初にお伺いしたいのは、決算書の17ページですが、ここには一般会計からの保険財政自立対策繰入金が68,152,000円となっているわけでございます。この68,152,000円については、25年度の3月の当初予算と最終補正の方で2回にわたっての補正となっているようでございます。このように、一般会計からの自立対策というような名目での繰入金については、それなりの理由はもちろん知っており

ますけれども、要するに、この繰入金については、非常に徴収率の問題とか、あるいは保険給付費の問題が絡んできて、大きくなったり少なくなったりするわけですので、これまで一般会計から保険財政の自立対策繰入金として一番多額に繰り入れをした年度はいつで、額はどのくらいだったのか、まず最初に、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

決算特別副委員長（大平守君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

一般会計からの自立対策ということでの繰出金は、ここ5年間行っております。5年間のうちの最初の3年間につきましては、平成18年、19年に急激に国保の給付費が増えてということで、最終的に県から45,000,000円の借り入れをして急場をしのいだといえますか、そういうことがございました。その後、3年間にわたって15,000,000円ずつ返済をしておりますが、その返済のうちの2分の1を一般会計から繰り入れをするということで3年間してございました。そういった形の中で、その後3年間は乗り切ってきたといえますか、そういう状況がありましたが、ここ2、3年でございますが、その返済が終わったあとに、やはり医療費、給付費の増、あるいは、毎年、被保険者数が減っております。所得もちょうど震災等もあって落ちてくる中で、税收の部分も厳しくなってきた中で、どうしても赤字になるというような想定の中で、当初は補正の中で措置をし、というようなことで、30,000,000円ないし程度の措置をしてございました。それで、25年度については、法定外の繰り出しトータルで68,000,000円となっておりまして、昨年度が、金額的には一番多くなってございまして、ここ5年間の平均ということであれば、大体35,000,000円ほどになっている状況でございます。

決算特別副委員長（大平守君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

昨年は一番多いというようなことのようにですが、ご承知のことと思いますけれども、国保税は目的税でございますので、本来は一般会計ではなくて、国保税の値上げによって対応すべきものと、そのように認識はしているところでございますが、ただ、実際に、このように非常に高齢化とか、あるいは現金収入等が少ない実態から見ますと、一概にも税の増税に頼るといわけにはいかないのではないかという認識を持っております。それで、今後、こういったような部分についても一般会計からの繰り入れが増えてくるのではないかと危惧をしている一人です。そういったような部分について、この一般会計から、昨年68,000,000円繰り入れをしているわけですが、今後はこの税の増

税に頼っていくのか、一般会計で当面には切り抜けていくのか、その辺の見通しについてお伺いをいたしたいと思います。

決算特別副委員長（大平守君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

国保税の制度の中では基本的に、給付費については、国といいますか、公的な負担の部分が50パーセント、残りの50パーセントを税金と保険料で賄うというのが原則になってございます。これは、後期高齢者等も同じでございしますが、そういった中で、現実的には、全国平均で見ますと、税金で3割、残りの2割を何らかの形の、低所得者の軽減対策ですとか、そういう財政的な、財政調整交付金等の交付等で2割くらいを賄って、公費7割、税金3割というような状況になってございます。当町についても、税金分が二十何パーセントという状況になってございます。

こういった中で、現在、一般会計から繰り出している65,000,000円という自立対策がありますが、これを税金でということになりますと、今の国保世帯数で割り返すと、1世帯当たり45,000円か50,000円くらいの増税をしないとならないということにもなりますので、これも、なかなか、そういった引き上げによってというのは、今の、こういう消費税等も導入されたような中で現在の景気を見ますと、今後しばらくは、そういったことも難しいのではないかと考えているところでございます。

また、現在、国の方では国保の構造的な改革ということでもございまして、今、葛巻が抱えているような問題、高齢者が増えて、医療費が高くなっている。それから、所得の少ない方の加入割合がどんどん高くなっていて、税金も上がらないという状況がございまして。そういったものについては、当町だけではなく、都市部、山間部に限らず、全国的な課題ということで、消費税の引き上げの関係で、税と社会保障の一体改革ということで、昨年の12月にプログラム法というのが作られておりますが、その中で、国保については運営のあり方等についても改革をするということで明記されてございまして、現在その話し合いが進められております。その中では、29年度の国保の都道府県化というのが大きな改革の目玉になってございます。そういった場合が、29年度からということになっております。

また、27年度からは医療費について、これまで1カ月800,000円を超える高額医療についての共同事業、それから、1カ月300,000円から800,000円までの医療費についての共同事業というのを現在実施しておりますが、それによって、急激な負担増が出た場合の緩和をするということになっておりますが、来年度からは、これを、すべての医療費について共同事業を行うということになってございますので、急激な医療費の増高等があった場合には、そういった制度の中で、なるべく一度に負担が増えないようにというようなことが図られることにもなってございます。そういったこと等も踏まえながら、現在、都道府県化について、具体的にどのようにやっていくのかという、市町村等の役割分担の問題、それから、公費を追加投入するということになっておりますので、

そういった部分が、どの程度のところで決着をするのかという、来年度の予算前には一応出るかと思いますが、そういった部分もございまして、そういったものを見ながらということがひとつございまして。

また、法定外の繰り入れの問題ですが、全国に1,700ほど国保保険者がございまして、その中の1,068、6割の団体が法定外の繰り入れを行っているという状況になってございまして。その金額も、全体で3,500億円で、赤字になって繰上充用をしている団体の充用額が1,200億円ということになっておりまして、当町はまだ繰上充用まではしない形になっておりますが、そういうことで、この財政的に厳しいという問題は、当町だけではなく、全国の国保の問題ということで、今、国において改革ということも進められておりますので、その動向も見ながら運営していく必要があるのではないかと考えてございまして。

決算特別副委員長（大平守君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大変、全国的に国保の部分については厳しいという認識は思っておりますし、今の説明でも、大体分かりました。

それで、先ほども若干触れましたけれども、税の増税にするか、あるいは一般会計で応分の負担をしていくかというような、二者択一的な考えしかないのではないかと、私はそう思っております。

それで、これは副町長の方から答弁していただきたいのですが、町とすれば、29年度から国保の構造改革に移行できればの話ですけれども、あと3年間、なんとか、こういったような体力を温存して、保険者として運営していかなければならないのが町当局です。こういったような部分については、どのような方向を持っておられるのか。増税といっても、なかなか現状は厳しいものがあるかと思っておりますけれども、そうかと言って、一般会計と言えども、なかなか容易ならざる財政ではないのかなと思っておりますので、この点について、副町長どうですか。

決算特別副委員長（大平守君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今後の対応として、税の税率を上げた形の中の対応をするか、あるいは、一般財源の繰り入れをしながら対応するかということの方向性ということでございまして、そういう中で、今、国の方の国保制度の改革ということで進めているひとつの課題の中に、その被保険者との比較の中で、社会保険との比較の中で、国保の保険者といいますが、被保険者の所得が低いにも関わらず、そういう保険料といいますが、それは、やはり、比

較した場合に、大変、負担が大きいというような形の中で、今回のような財政の問題も出ているものであります。

先ほど、課長の方からもお話ありましたが、国保の関係は、国の公費の部分が2分の1、そして、町税といえますか、国保税で対応するというような、基本はそこにあるわけではありますが、しかし、そういう中にも、先ほどお話申し上げましたように、軽減対策とか様々な国の対策もございまして、実質的には、今、税が30パーセント程度に、全体から見た場合になっていると、そういう中にも、さらにまた、今のような課題がございまして、一般会計からの繰り入れ、特に25年度の分については65,000,000円ほど繰り入れをしているわけですが、正に、そういう中で、先ほども申し上げましたように、国保の被保険者が、社保と比較した場合も、かなりの負担率が高いといえますか、そういう形になっているということ等も勘案してみますと、さらに税率を改正して、さらに、そういう関係者の方々の負担を強いるということは、なかなか厳しい状況にあるということと受け止めておりますし、高齢者の方々が特に葛巻の場合は多いという部分もございしますので、さらに、そういう負担等の部分につきましては、かなり厳しいものと受け止めておりますので、一般財源からの繰り入れという観点も、一般財源の方も厳しいでしょうということではありますが、そういう中で、どうするかということになりますと、当面、29年度に国が進めている県への国保の移行という部分もございしますので、この間につきましては、町の方として一般会計からの繰り入れ、財源不足の分については繰り入れしながら運営していくという基本的な考え方を持ってございしますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

決算特別副委員長（大平守君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

こういったような厳しい時代背景があるというようなことで、一般会計からの繰り入れも十分視野に入れるというような理解よろしいですね。その分については分かりました。

この一般会計からの繰り入れが多くなるか少なくなるかは、先ほども申し上げたとおり、この国保の納税の部分でも、かなり大きく影響してくるものというように認識しておりますので、まず、資料の43ページ、46ページでも書いているのですが、国保税の滞納繰越がありますよね。403件で44,211,625円というのがあるようなのですが、古いものは61年から、もう既に28年前の話でございまして、こういったような債権が残っているわけですが、こういったような中で、まず、繰越滞納額でございしますが、この資料を見ても、特に現年課税分で非常に健闘しているというように私は思っている一人です。と、いいますのは、その現年課税分については、ほとんど県の平均以上になっているというような、過去10年間の関係から見ても、これを見れば明らかになっていると思われそうですが、そういったような中で、一部、若干この成績が県の平均を下回っているものとするれば、この滞納繰越分の徴収率です。25年度も

11.4パーセント、38ページの資料を見てもですね。県の平均で17.7というようなことで、これも、滞納繰越分で一番成果が上がったのは、平成22年度で21.1パーセント、これは当町にとっては驚くべき数字ではないかと思っておりますし、その際の県の平均は14.4ですから、この22年度は、かなり良い成果を残したであろうというように思っております。ただ、その他の年度については、すべて県平均以下の徴収率になっておりますので、この現年課税分については元よりなのですが、やはり滞納繰越分の徴収率の向上に目を向ける必要があるのではないかと、こういったような資料を出していただいたものを見ても一目瞭然に分かるものではないかと、このように思っておりますけれども、そういったようなところで、この徴収率なのですが、この現年課税分については96パーセントで、前年対比で若干落ちているものの、私はその健闘は評価すべきものであろうというように思っておりますが、滞納繰越分についても、もう少し徴収率の努力目標を上げて、頑張ってもらいたい必要があるのかなど。全体的な額はもちろん減ってきていますよ。その評価はするものの、これが県平均並みで推移いたしますと、もっと早く、この滞納額が解消されるのであろうというように思ってくるわけです。この滞納繰越分が、いわゆる率が上がりますと、当該年度分の全体の徴収率も上がってくると、現在の76パーセントが75パーセント、75パーセントになったこともありますよね。平成16年には97.2、この辺あたりは最高の、こういったような数値も既になっているわけですので、こういったような成果も上がっておりますので、やはり、この滞納繰越分の徴収方法、滞納機構にお願いしてからは、大変、成績は向上しているというようなことはよく認識しておりますけれども、こういったような部分を、目標値を少し掲げながら努力する必要があるのではないかと思うのですが、そういったような部分では、どのようなお考えでしょうか。

決算特別副委員長（大平守君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

ただいま、いろいろご指摘いただいたことにつきましては、正にそのとおりであろうというように思っているところでございます。徴収率につきましては、滞納整理機構に職員を2年にわたって派遣をしまして、滞納整理機構との連携ということもございましたし、行ってきた職員の徴収に対するノウハウといいますか、技術が高まったということで、先ほどお話のありました、22年あたりに滞納分等についての徴収率が大きく上がったというのは、そういう部分が寄与しているものだろうと感じております。その後につきましても、そういった職員が徴収にも携わりながら、滞納整理機構とも連携をしながら、今年度も今月、1件ごとに分析をする現地での指導といいますか、協議ということで1日来ていただいて、対応等を協議する日をとってございますが、そういった徴収技術の向上をさせていくという部分、大事な部分としてひとつあろうかと思っております。

また、滞納分につきましては、徴収率、一般会計の現年分につきましても98.5という徴収率になっておりますので、100人のうち滞納されている方が1.5人という状況で

す。国保についても96ということですので、100名のうち96名からはしっかり納付をいただいているという状況でございますので、これはこれで素晴らしいことではないかなというようには思っておりますが、残念ながら、そこは1年以上にわたって納めることができない方々について、どのように対応していくかということが大きなことであろうと思います。

そういった中では、以前は臨戸徴収をして、とにかく回って、回数を重ねてというようなことが主体でございましたが、現在は催告をして、来ていただいて、分納誓約をしていただいて、しっかり毎月納めていただくということを主眼にしておりますので、分納誓約については、現在200名ほどの滞納世帯ありますが、そのうち150くらいを分納誓約でお願いしております。毎月、基本的には納付をいただくというようなことになっておりますので、その残りの方々の中に、もう納めることができないとか、生保になっているとか、そういう方等もいらっしゃいますが、そういう相談に応じてくれない方とか、そういう方等もおりますので、そういった方々に一人でも多く分納誓約をしていただくということと、国保に関しては、そのことで短期保険証、あるいは資格証明書という制度もありますので、そういったものも使いながら、なるべく来ていただいて、相談をしていただいて、少しでも納付していただくということでございます。

午前中の質問でもお答えしましたが、1,000,000円以上の大口が29ございますが、その中で23は分納誓約をしていただいているということで、毎月納めていただいておりますが、ただ、平均数万ということになっていきますので、どうしても、そういう大口の方々が大きく減らすという状況にはならない、何十万円かずつ減っている方もおりますし、さらに現年分が課税されて、同じくらいに推移している方もございます。そういったことで、トータルでは、昨年度は900,000円くらい、全体では、そういった方々が減ってはございますが、なかなか大きく滞納分を解消するという状況にはなっておりません。そういった部分を、ただ、ひとつ増やさないということを大きな目標にはしてございますが、町長からも指示をいただいておりますが、そういう大きな方々について、もっと納付していただくようなことについて、今年度は重点的に取り組みましょうというようなことも言われてございますので、そういったことに向けて、いろいろ滞納整理機構等とも情報交換もしながら取り組んでまいりたいというように考えてございます。

決算特別副委員長（大平守君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、職員の方々が一生懸命頑張っているというお話をお聞きしまして、いずれ、この現年度分については前年度を下回らないような、ぜひ努力をお願いしたいと思っておりますし、滞納額については、もう一踏ん張り、少なくとも県平均並みのご努力をいただければ、大変有り難いなど、このように思っているわけですが、先ほど課長の答弁の中で、滞納1,000,000円以上の方29件とおっしゃいましたね。この中で、さらに分析させていただきたいと思っておりますが、これは、飽くまでも1,000,000円以上でござ

ございますから、最高額の方は、1,000,000円単位でも、500,000円単位でも結構でございますから、最高額の滞納をなさっている方はどのくらい、上位の方々をお知らせしていただければ有り難いなど、そしてまた、そういったような方々への対応策も併せてお伺いをいたしたいと思っております。

決算特別副委員長（大平守君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

最高の方々ですが、3,000,000円台の方々が2名くらい、2,000,000円台が3名、あとは1,000,000円台というような、そういったような状況でございます。

対応策でございますが、中には、もう町内にいらっしゃらない方、今後、課税はされないで税額は増えないという方々、それから、今、処理を進めておりますが、相続人が全員、相続放棄をしてというようなケース等もございますので、そういったものの整理等も含めながら、あるいは、今、競売等を進めている事案もございまして、協力いただけない方々等で資産等がある場合には差し押さえをする等についても検討しているところでございます。

決算特別副委員長（大平守君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

はい。分かりました。

だいぶ多額の滞納額なのですね。これは、なかなか解消するには大変だと思っておりますけれども、一層のご努力を望むものでありますし、そういったような中で、平成25年度、資料にも出ておりますが、8ページでは不納欠損額が2,591,000円、このように出てきておりますが、不納欠損そのものが悪いというような意味ではなくて、この不納欠損をいたしました未収金の人数とか、これは何年度分の不納欠損になるのか。それからまた、その主な不納欠損をした理由、そういったようなところを教えていただきたいと思っております。

決算特別副委員長（大平守君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

不納欠損の関係でございますが、25年度の不納欠損については、5件となっております。この欄につきましても、地方税法の規定によりまして、3年間執行停止をして、それでも納付の見込みがないと判断したものであるということで、5件でございます。

内容的には、生保になって3年以上経過したというケース、あるいは相続人がおりま

すが、全員、家庭裁判所で相続放棄をして、その債務を受け継ぐ方がいらっしやらないという方、それから、長く所在が分からないという方、国保の課税はストップしておりますが、そういう方、それから、相続人の方が、やはり障がい者等で全く視力が無いというような、こういったケースで5件ほどございまして、国保の分については2,590,000円、全体では3,200,000円ほどでございますが、そういう状況でございます。

決算特別副委員長（大平守君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

不納欠損の理由についても分かりましたが、この不納欠損にあたる場合も、非常に慎重な対応をされているというようなことは、今の答弁からも分かるのですが、それ相当の事由というようなのがあったと思いますが、監査委員の方からそういったような事由については何もご指摘は受けておりませんか。正当の事由というような形だったのでしょうか。監査委員もしっかりと、この辺については目を通してはいるかとは思っておりますので、あえてお伺いをさせていただきます。

決算特別副委員長（大平守君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

お答え申し上げます。

こういった内容については、監査の際にも詳しくご説明を申し上げているところでございます。地方税法の規定によりまして、滞納処分をする財産がない場合、あるいは、滞納処分をすることによって、その方の生活が困窮するような場合、それから、所在が不明、あるいは財産がどこにあるか不明、そういったようなものについては不納欠損の対象になるということで、これに基づいて3年間執行停止をした上で、今回、不納欠損としたというものでございます。特に、指摘等はございませんでした。

決算特別副委員長（大平守君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

不納欠損にあたりましては、やはり、もう回収する見込みのないものについては、それ相当の事由の部分については、私はそれなりの不納処分をおやりになって、やはり滞納額をいくらかでも見直す方法も一策ではないかと思っておりますので、ここで指摘されたというようなことではなくて、そういうような、それ相当の事由があれば、こういったような部分では、もう、やむを得ないものとして処理すべきものではないかと思っている一人ですので、そういったようなところも、平成26年度についても十分考慮に

入れながら事務を進めていただきたいということを申し上げさせていただきたいと思います。

それから、もうひとつ、今、国保会計で心配なのは財政調整基金の問題ですよね。この資料だけで見ますと、25年度末で293,000円ということで、お寒いことは前々から発言させていただいておりますけども、こういったような部分については、財政調整基金の機能を果たし得ない少額ということになろうかと思っておりますので、この財政調整基金への積み立ては、いくらかでもなるような工夫も必要ではないかと思っておりますが、この辺の見通しはいかがでしょうか。

決算特別副委員長（大平守君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

基金については、もうしばらく、そういったような残高が続いてございます。そういったような中で、今年度に限りますと、25年度の繰越金が47,000,000円となつてございます。そのうち68,000,000円の一般会計からの繰り入れも入ってございますので、実質的には20,000,000円くらいの繰り入れがなければ国保は赤字ということがございます。3月の最後の補正で、医療費の動向を踏まえて35,000,000円ほどの補正での繰り入れを一般会計からいただいたという状況がありましたが、最終的には、最後の一月の支払いが、過去数カ月のレベルよりはだいぶ少なかったということもあって、今回47,000,000円という繰り越しが発生しております。できれば、今年度も医療費が急が増えるというようなことがなく、この47,000,000円を活用して、さらに一般会計からというようなことのないような運営ができればいいなというように考えてございます。

それで、基金の関係でございますが、やはり繰り出しのない状態の中で、給付費が下がったとか、税の収納率が上がったとか、税会計の中で、そういう剰余金が生じて、それを積み立てるということであれば、積み立てることの意義は大きいかと思いますが、繰り出しが原資になって積み立てるというようなことになってしまいますと、そこは、あまり積み立てを持っていきますというの、実はそれは一般会計からの繰り出しが基になっているというような状況では、なかなか基金を積んでもということもございませう。それから、国の元々の指導では、1カ月分の給付費程度は最低限ということでございませう。そういったものは5パーセント程度ということになりますので、50,000,000円、60,000,000円くらい最低あればいいということにはなりません。

そういった中で、昨年度も年度後半に医療費が60,000,000円ほど伸びたというような状況になっております。そういう際に、そういうものがあれば取り崩して活用ということが可能になるわけですが、ない状況の中では、今回、繰り出しということだったわけですが、医療費の50,000,000円、60,000,000円というのは、高度な患者さんが1人出ただけで、10,000,000円くらいは増えますので、そういった方が何人も出るということになると、すぐ、そういった金額にもなつてまいりますので、そういった中では、なかなか基金をとる場合には、かなりのものを持たないと、そういう一般会計の繰り

出しなしに、そういうものに対応していくという状況は、なかなか現時点では難しいのかなというように考えてございます。

決算特別副委員長（大平守君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

財政調整基金への積み立ては、一般会計からの繰り入れはどうもというようなお話もございましたし、そうしますと、保険給付費を減らす以外、たぶん、そういったものはないのではないかと。いずれ、保険給付費の状況を見てみましても、件数は減っていますよね。ただ、医療費がそれ以上に増えておりますから、件数よりも医療費が伸びれば、この国保会計に直接影響してくるわけですので、その保険給付費を減らす対策も、やはり併せてやっていかなければ、この国保はもたないのではないかとというような感じがします。そこで、最後にお伺いするわけですが、そういったような税金も元よりですけども、そういったような総合施策で、やはり、こういったような部分での国保会計の財政的なものも円滑な財政運営ができるのではないかと、いわゆる保険給付費の減額をする対応策をもう少しはっきりさせて、町民にも浸透させる必要があるのではないかとと思うのですが、その辺についてお伺いをいたしたいと思います。

決算特別副委員長（大平守君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

まず、保険給付費をなるべく抑制していくというのが国保財政運営の一番の要ではないかと思えます。先ほどお話したように、1件でも心疾患ですとか、そういう高度医療の場合には、1カ月で10,000,000円とか何百万円という医療費がくるとというようなこともございますけども、そうは言いましても、やはり、全体としての抑制策というのは必要かと思っております。

そういう中では、国保が担当しております特定検診、集団検診ということになりますが、こちらの方について、現在、受診率は47パーセントになってございます。県平均は39、40パーセントですので、県平均よりはだいぶ高くはなっておりますが、取り組み市町村によっては55、60と高いところもございますので、まだまだ46という数字は、上から十何番目だと思えますが、増やしていかなければならないものではないかと思っております。そういうことによって、早期に病気を対応していくといいますが、医療費の少ない段階での治療を受けていただくとか、そういう面からも特定検診の受診率を上げるということが大事なことかと思っておりますので、そういう受診率を上げるための対策というものを、来年度に向けて、いろいろ、なるべく受診しやすいようなものを今検討中ではございますので、来年の予算に向けて少し答えを出せばというように思っております。

また、特定検診の結果と病院にかかったレセプトがありますが、今レセプトは全部、全国のもので、カ所のコンピュータに入っております。特定検診のデータも全部入っております。今、特定検診のデータと医療機関にかかった医療行為のデータを突き合わせるということが、これから、できるようになるところでございますので、その保健指導の部分と、実際にかかった医療費というのが、人ずつ分かるというような、それを利用して、国保のデータベースというように言っておりますが、それを活かした保険事業の推進という制度も今年度つくられてございますので、そういった計画も立てながら、新年度から、そういう事業も、新規のヘルスアップ事業というようなのもございますが、そういったものも対応していくように検討しているところでございます。

決算特別副委員長（大平守君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

保険事業とか予防事業にもっともっと目を向けて、ぜひ、国保が安心して運営できるようなシステムを確立していただくこと求めまして、私の質問を終わります。

決算特別副委員長（大平守君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第3号、平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第4、認定第4号、平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第4号、平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、認定第5号、平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第5号、平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第6、認定第6号、平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第6号、平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

決算特別委員会を閉会いたします。

なお、明日11日は休会となりますので、口頭をもって通知します。

ご苦勞様でした。

(閉会時刻 13時49分)